

# 英国児童虐待防止研究

児童性的虐待（ペドファイル：児童性愛者／集団）対策に関する一考察（その2）

田 邊 泰 美

## 目 次

- [1] 序：家庭－内－児童虐待から家庭－外－児童虐待へ
- [2] イギリスにおける刑事司法法（性犯罪者対策）の変遷
  - (1) 1997年性犯罪者法（Sex Offenders Act 1997）
  - (2) 1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）
  - (3) 2000年刑事司法及び裁判業務法（Criminal Justice and Court Services 2000）
    - ①1997年性犯罪者法の改正
    - ②多機関協働市民保護協定（MAPP）：イギリスの情報公開制度
  - (4) 2003年性犯罪法（The Sexual Offences Act 2003）
    - ①届出義務
    - ②性犯罪予防命令
    - ③性的危害危険防止命令
  - (5) メーガン法（アメリカ）
    - ①メーガン法成立の経緯
    - ②メーガン法の内容
- [3] サラ・ペイン性的虐待／誘拐殺害事件：メディア報道とペドファイルに対する市民の自警団的暴力（vigilantism）
  - (1) サラ・ペイン事件の概要
    - ①サラ・ペイン事件とNOWキャンペーン
    - ②市民の自警団的暴力とNOWキャンペーン
  - (2) サラ・ペイン事件の社会的影響
    - ①子どもの安全保障：市民の過剰な集団不安心理／意識
    - ②メディア（NOW）の役割：政府や市民との関係
- [4] ソーハム事件（女児性的虐待／誘拐殺害事件）：警察と社会福祉部の情報収集／交換システムの失敗：ビチャード報告（Bichard Report 2004年6月）、ケリー報告（Kelly Report 2004年7月）
  - (1) ソーハム事件（女児性的虐待／誘拐殺害事件）の概要

- (2) ビチャード報告 (Richard Report 2004 年 6 月)
  - ①ビチャード報告とは
  - ②ビチャード報告の勧告
- (3) ケリー報告 (Kelly Report 2004 年 7 月)
  - ①ケリー報告の目的・内容・勧告
  - ②ケリー報告における勧告の特徴
- (4) 女兒性的虐待／誘拐殺害事件が刑事司法 (法／政策) に与える影響

(以上が昨年度号)

[5] 考察：刑事司法〔法／政策〕の変遷とペドファイル対策の意味するもの

- (1) 高犯罪社会におけるペドファイル対策の整理
- (2) 刑事司法〔法／政策〕の変遷とペドファイル対策の本質
  - (1)近代に至るまでの犯罪者対策：刑罰の誕生と人権
    - ①犯罪の自己責任
    - ②犯罪の社会的責任
  - (2)戦後福祉国家における犯罪者対策：刑事司法／福祉アプローチ
    - ①刑事司法／福祉アプローチの誕生
    - ②刑事司法／福祉アプローチの衰退
  - (3)高犯罪社会とは：犯罪の新しい定義
    - ①高犯罪社会における犯罪リスク
    - ②犯罪に対する市民意識の変化
    - ③集団的不安心理／意識への昇華
  - (4)市民のペドファイルに対する眼差し
    - ①犯行動機の意味
    - ②ペドファイルの社会構築：定義
  - (5)刑事司法と市民感情
    - ①犯罪の「社会的」側面の喪失
    - ②犯罪被害者の人権とは
    - ③刑事司法における当事者主義
    - ④刑事司法における犯罪犠牲者と市民感情
  - (6)ペドファイル対策：予防／厳罰によるコミュニティ内－管理／排除
    - ①刑事司法／福祉アプローチからの訣別が意味するもの：自己組織的な刑事司法
    - ②刑事司法／福祉アプローチからの訣別が意味するもの：予防／厳罰の新しい意味
    - (a)リスク・マネジメントによる予防／厳罰 (監視／管理)
    - (b)コミュニティによる予防／厳罰 (監視／管理)

(以上が今年度号)

## 〔5〕 考察：刑事司法〔法／政策〕の変遷とペドファイル対策の意味するもの

以上の考察を終えて、1節では高犯罪社会におけるペドファイル対策を整理する。2節ではその変遷（1節で整理された内容）を史的に詳説し、現代（高犯罪社会）におけるペドファイル対策の本質を明確にする。

### （1）高犯罪社会におけるペドファイル対策の整理

（1）高犯罪社会における「犯罪リスク」は「特別ナリスク」ではない。

（2）したがって、高犯罪社会では、

①犯罪リスクの回避は自己責任であり、

②コミュニティはリスクの共同管理／監視の場となる。

（3）ということは、高犯罪社会では、

①国家は犯罪統制／管理の第一次的責任を降りたことになり、

②犯罪統制／管理は、個人とコミュニティ（社会ではない）の責任となる。

（4）このような「社会的なもの」の喪失は、

①犯罪原因の「社会的諸条件」に対する視線を弱める。そうすると

②ペドファイルは「生来性の異常者」に仕立て上げられ、加虐／害性が強調される。法的主体ではない。そのようなペドファイル（固執／常習性性犯罪者）に対して、

③「治療／教育と社会復帰（再統合）」を目的とする刑事司法／福祉アプローチは、浪費的／非効果的として市民の信頼を得られなくなる。

（5）犯罪リスクの回避すなわち「子どもの安全保障」に対する自己責任とペドファイルに対する過剰な妄想は、

①市民の不安を高め、事件（犯罪者）を焦点に集団不安心理／意識に昇華する。そして、

②刑事司法（法／政策）は市民感情（当事者性）に配慮せざるを得なくなる。犯罪者の人権よりも市民の保護が優先される。こうしてペドファイル対策は、

（6）予防／厳罰化によるコミュニティ内－管理／排除となる。すなわち、

①リスクマネジメントによる管理／監視：性犯罪者の届出（性犯罪者登録）を強化し、MAPPAがその再犯危険度をアセスメントして、多機関が協働で管理／監視する。

②裁判所命令による管理統制：とりわけ危険度の高い者はMAPPPが対応し制限的な情報公開を行うとともに、性犯罪予防命令や性的危害危険防止命令が発令され、性的犯罪者の行動を規制する。刑事司法の民事化である。

③このような対応は、犯罪者の「治療／教育と社会復帰（再統合）」を目的としたものではない。リスクマネジメントによる「コミュニティ内－管理／排除」である。

（7）リスクの共同管理／監視の場としてのコミュニティは、

①犯罪防止に敏感なコミュニティを形成し監視を強め「小さな悪の芽」を潰してゆくよう働

きかける。それは、

②道徳秩序を回復させようとする「純粋なコミュニティ」への志向であり、適応できない者には排他的である。

(8)予防／厳罰化によるコミュニティ内－管理／排除とは、リスクマネジメントによる管理／統制とコミュニティの監視を一体化させたアプローチであり、ネオリベリズムとコミュニティリズムの統合とみることもできる。

## (2) 刑事司法〔法／政策〕の変遷とベドファイル対策の本質

### (1)近代に至るまでの犯罪者対策：刑罰の誕生と人権

#### ①犯罪の自己責任

中世まで西欧では刑罰はなかった。中世盛期に至るまで人間と世界の関わり方は神秘的・呪術的な関係で結ばれており、行為（犯行）と結果の因果関係は理性／合理的に把握されていなかった<sup>(47)</sup>。犯罪の行為が問題であり犯罪者の動機などは問題ではない<sup>(48)</sup>。犯罪者は道徳的に劣った人間とはみなされない。内面の倫理的／道徳的評価はなかった。したがって、刑罰は違法行為によって社会が受けた傷を住民が全員で癒すための儀式であった<sup>(49)</sup>。この時代において何よりも重要だったのは互いの信頼であり、信頼の絆である。人と人が常に顔をつき合わせ日常生活を営んでいる世界では当然のことであった<sup>(50)</sup>。

12・3世紀以降になってようやく刑罰が現れてくる<sup>(51)</sup>。犯人は拷問によって自白させられ、賤民たる刑吏によって処刑されるようになった<sup>(52)</sup>。12・3世紀になると人と人の関係に大きな変化がみられた。1つは人権の誕生である。例えばイギリスのマグナ・カルタ（1215年）は、「封民など自由民が慣習的にもっていた自由を国王が無視したことに対する抗議であり、慣習的なものを回復する運動の帰結であった。そこには財産権の保障や合法的な裁判の要求、法による王権の制限など近代法的内容<sup>(53)</sup>が盛り込まれていた。もう1つは都市の成立と商工業の発展である。商工業を営む市民は合理的な思考と人間関係が求められるようになり、神秘的・呪術的な関係に代わって法が明瞭な姿を見せるようになった<sup>(54)</sup>。

それと並行して、「犯罪の行為」よりも「犯罪者」の方に目が向けられるようになった。犯罪の責任は個人にあるとみられ、犯罪者は倫理的に評価されることになった。呪術的・神秘的世界からの解放は、犯罪に対しても「呪術による社会の傷の治療」から「個人の責任の糾明」へと進んでいったのである<sup>(55)</sup>。「刑罰の誕生」は近代社会の萌芽を告げる動きであり、人間は初めて法の前に個人として登場したことを意味する。すなわち、人間は「理性的存在」「主体的存在」として理解されるようになった。当然、人間は責任ある主体として捉えられることになり、自分が行った行為に対しても責任をもつべき存在とされた<sup>(56)</sup>。

#### ②犯罪の社会的責任

それは「社会の犠牲者としての犯罪者」すなわち犯罪は社会の問題であり、犯罪に対して社会の構成員は多かれ少なかれ何らかの責任を負っている、という視線を弱めることになった<sup>(57)</sup>。12

・3世紀以後における刑法の展開は、犯罪の責任を個人に求め、行為者を断罪する道を開いた<sup>(58)</sup>。しかしながら、犯罪に対する「社会の責任」という考え方がけっして消滅したわけではない。犯罪に対して表出される怒りの感情は、被害者に対する同情だけでない。神秘的／呪術的世界から合理的／理性的世界に移行するにつれて、神の地位に取って代わったのが人権である。「近代の神」として人権が侵害されたことに対する共通の怒りが表明されたわけである。人権が神に代わる超越的存在であるならば、人権の侵害は社会それ自体を傷つけることを意味する。犯罪行為に対して当事者ではない一般の人々も集合的な怒りや憎しみに昇華してしまうのは、「社会それ自体が侵害された」という思いがあるからである。超越的存在としての人権を侵害した犯罪者に刑罰を課すことで、人々の道徳的感情が人権に注ぎ込まれ、その超越性をより強めることになる。しかし、人権の超越性は犯罪者も包摂する<sup>(59)</sup>。「犯罪者は一定期間を社会から隔離されるという制裁を受け、無害化された後、再び社会へ復帰させられる」<sup>(60)</sup>ことになる。こうして「犯罪者の人格矯正／社会復帰」は「社会の責任」として対応されることになった。そしてこのような対応を「社会の責任」として明確にしたのが、戦後福祉国家である。

## (2)戦後福祉国家における犯罪者対策：刑事司法／福祉アプローチ

### ①刑事司法／福祉アプローチの誕生

犯罪対策が国民の関心事となり国政レベルの選挙で争点になったのは、1960年代に入ってからであり、政党のマニフェストに導入されることになった。しかし市民の感情や意見が刑事司法政策を大きく左右させることはなく、専門家集団が影響力を行使していた。戦後福祉国家の枠組みの中で、市民（中産階級）は犯罪に対する刑事司法／福祉アプローチ、すなわち専門家（専門職中産階級）による犯罪者の「治療／教育」と「社会復帰」を支持していた<sup>(61)</sup>。それにはいくつかの理由が考えられる。①戦後福祉国家体制からもっとも政治的・経済的な恩恵を受けていたのが、中間階級に属する市民であったこと。②教育を受けた中産階級としての市民は犯罪に対する良心的態度、すなわち個人の責任だけでなく社会の責任も自覚し、応報／厳罰対応よりも治療／教育的処遇を支持／評価したこと。③中産階級は犯罪被害と無縁であったこと。犯罪多発地域に住居を構えておらず、日常生活において犯罪被害を直接受けることはなかった<sup>(62)</sup>ことなどによる。

市民の犯罪者に対するイメージは、「社会化されず、教育を受けておらず、養育不十分な青少年」であり、社会環境の改善と治療／教育が重要であると考えていた。同様に専門家も犯罪を社会問題として捉え、劣悪な社会的／経済的諸条件と深い関連をもつと考えていた<sup>(63)</sup>。そこには市民も専門家も「福祉国家は犯罪問題を解決できるはずである」という確信と自信があった。したがって、市民のなかからましてや専門家のなかから、犯罪に対する応報的／厳罰的感情が湧き上がることはなかった。

### ②刑事司法／福祉アプローチの衰退

しかし、刑事司法／福祉アプローチの限界が露になってきた。実際には相当の成果をもたらさ

たはずである。しかし市民は支持しなくなった。それは中産階層の犯罪に対する経験が変化したことによる。頻繁に犯罪被害を受けることになり、犯罪と中産階級の社会的距離が縮まってしまった<sup>(64)</sup>。それと並行して応報的／厳罰的感情が表面化されることになった。刑事司法法／政策においても市民感情（世論）に配慮せざるを得なくなった。それは専門家が市民の信頼を失いつつあること示唆している。もっとも、専門家の間でも刑事司法／福祉アプローチに対する自信が揺らぎ始めた。

このような刑事司法／福祉アプローチに対する信頼の崩壊は、「福祉国家の衰退」と「市場原理の導入」と軌を一にする。市場原理の導入は利用者（消費者／顧客）主義の導入と一体化する。利用者の観点から刑事司法／福祉アプローチが再検討される。犯罪の権利、適正手続き、指導指針など、システムの合理性が求められる一方、臨床家や専門家の裁量と権限が削除され、行政管理者（マネジメント専門家）に移されていった<sup>(65)</sup>。こうして刑事司法／福祉アプローチは一時の勢いを失うことになり、それに代わる新しいアプローチが模索されることになった。

### (3)高犯罪社会とは：犯罪の新しい定義

#### ①高犯罪社会における犯罪リスク

刑事司法／福祉アプローチの衰退は福祉国家が犯罪統制に失敗したことを意味する。それは政権党にとって大きな問題である。社会秩序の維持と統制は国家の根本に関わる問題であり、犯罪統制に関する新しい政治言説が必要となる。それが「高犯罪社会」という考え方である。日常的に頻繁に犯罪が起こる社会すなわち高犯罪社会では、犯罪を「特別な出来事（リスク）」とは考えない。犯罪は正常な社会関係の連続線上に位置づけられる。すなわち、犯罪は「正常な社会」に包含されるリスクとして、「所与のもの」として考えられる。したがって、犯罪は多くの人にとって、予測不可能な「異常な出来事」ではない。それは交通事故のリスク対策と同様である。犯罪は計算できるリスクであり、避けられる事故となる<sup>(66)</sup>。

#### ②犯罪に対する市民意識の変化

このような犯罪リスクに対する認識は、市民感覚にもマッチする。市民（中産階層）の犯罪に対する経験／認識が変化した。かつて犯罪は不平等に分配されており、犯罪犠牲者は特定地域に集中していた。犯罪とは地理的にも心理的にも遠い存在であった市民が、例えば、自動車管理、地下鉄利用、空き巣、夜中の一人歩き、子どもの登園／校など、犯罪対策を日常的に講じる必要がでてきた。中産階層の生活圏に（軽）犯罪が入ってきたのである。警察は資源を重大犯に集中させ、軽犯罪には真剣に取り組んでいるようには思えない。地域社会の紐帯／連帯は弱まる一方、国家（警察）による治安管理能力も落ちている。多くの市民を不安にさせた。犯罪被害の恐怖は日常生活の一部にしっかり組み込まれた。市民と犯罪の社会的距離が縮まった。戦後、福祉国家の恩恵を最も受けていた集団が以前よりもはるかに犯罪被害にさらされやすいことを自覚せざるを得なくなったのである<sup>(67)</sup>。犯罪は中産階級が真剣に自己管理すべき問題であり、誰もが容易に被害者になってしまう時代になった<sup>(68)</sup>。

### ③集団的不安心理／意識への昇華

犯罪に対する市民の心理／意識に大きな影響を与えるのがメディアである。メディアは犯罪に関する我々の経験にある形を与え感情を注入する。事件は犯罪犠牲者に共感的で市民感情に則した内容に「ドラマ化」される。「ドラマ化」された報道は、受け手に深い感情的反響を伴う体験を身体化させる<sup>(69)</sup>。こうして犯罪に対する「脅威、不安、怒り、憤怒」という感情が日常的に生起されてゆく。さらに日常の物的環境がこうした感情に拍車をかける。繁華街、交通要所、ビジネス街など、人通りの多いところには警備保障システムが張り巡らされ、監視／モニターが日常化されている。犯罪との距離が近くなればなるほど、心理的感情的な距離も深まり、犯罪への不安恐怖も日常化されてゆく。日常的な不安は、ある事件（犯人）を契機（焦点）にして、突然、集団不安心理／意識へ昇華されてゆく<sup>(70)</sup>。一旦、集団不安心理／意識に昇華されてしまうと、事実関係は無視されてゆく。犯罪に対する「無力さ」というトラウマは、何らかのアクションを引き出そうとする。「何かがなされなければならない」「誰かが非難されなければならない」という感情は、常習的犯罪者に向けられたり、政治的行動へ移されたりしてゆく<sup>(71)</sup>。

### (4)市民のペドファイルに対する眼差し

このような市民の集団不安心理／意識が背景にあることを踏まえながら、ペドファイルの社会構築（定義）を検討してみよう

#### ①犯行動機の意味

犯行動機の信憑性は、動機→犯行を物語として社会が受容できるかどうか、にかかっている。犯行動機を解釈するのは社会のほうであり、受容されて初めて真実になる<sup>(72)</sup>。言語解釈にすぎない犯行動機は、あたかも犯人の内面の問題であるかのように仕立て上げる<sup>(73)</sup>。ところが、動機を語る言語が、「法の言葉でも医学の言葉でもなく、社会の言葉すなわち社会的常識」<sup>(74)</sup>になっている。それは、専門家の言語に市民は納得できなくなっていることを意味する。

#### ②ペドファイルの社会構築：定義

ペドファイルという概念は、「人格」ではなく「具体的な行為」をさしている。確かにペドファイルの主体は「児童に対する性的愛着を感じる成人男性」ではあるが、児童性的虐待とペドファイルを結びつけることは危険である。性的虐待を受けた子どもの多くは「顔見知りの大人」により犯行を受けた。また、子どもに重大な性的攻撃を加え有罪判決を受けたのはごく僅かである。このように、ペドファイルによる小児誘拐や殺人は、きわめて稀なケースであるにもかかわらず、メディアで取り上げられ報道されると、「正体不明の児童性的犯罪者」「残忍な児童性愛集団」「児童誘拐」「常習的性犯罪者」が「地域を徘徊している」というイメージが定着し、市民の不安が一気に昇華する。ペドファイルは「変質者」であり「生来性の異常人格者」になる。人格に異常をもつ危険人物が社会を徘徊しているにもかかわらず、市民に対する安全保障対策を行政はとっておらず、野放しにされている<sup>(75)</sup>。ひとたび凶悪犯罪に襲われると不安が一気に燃え上がる。犯罪者への恐怖は社会全体の脅威へと拡大される。正体不明の犯罪者に対する恐怖は、

人々に過剰な防衛策を敷かせようとする<sup>(76)</sup>。

## (5) 刑事司法と市民感情

### ① 犯罪の「社会的」側面の喪失

かつて犯罪は「社会」問題として捉えられ、その社会問題は「貧しい酷い社会条件」と深い関連をもつと考えられていた。「犯罪者自身の教育／更正と社会環境の改善により社会復帰させ、やり直しの機会を与える」という司法刑事／福祉アプローチは、戦後社会民主主義コンセンサスを背景にして、市民に受け入れられたし、その役割の責任を担っていたのが専門家（司法／福祉）であった。しかし福祉国家に対する不信や不満は、戦後社会民主主義コンセンサスを徐々に蝕んでゆき、市民の「社会」に対するリアリティも衰退してゆく。犯罪（者）の「社会的」な側面は捨象され、人格的な問題へ収斂されてゆく。加害者に対して、「社会」環境／構造の犠牲者という側面に、人々はリアリティを感じなくなった。すると、加害者（ペドファイル）は「人々に対して脅威を与える存在になり、純然たる加害者と顔をして立ち現れてくる」<sup>(77)</sup>。そして加害性が強まるにつれ「被害者の人権」が叫ばれるようになる

### ② 犯罪被害者の人権とは

「被害者の人権」という言葉をよく耳にするが、そもそも人権保障とは、「国家による不当な弾圧から個人の生命、自由、財産などを守る制度」であり、原則として公対個の局面において表面化される<sup>(78)</sup>。加害者は公権力による取調べや身体拘束を受けることになるので、その対応は人権問題となるが、被害者は対公権力の関係にないので人権問題の領域に入らない<sup>(79)</sup>。人権は「国家権力が何らかのアクションを起こしたときに、それへの反作用として初めて表在化するもの」<sup>(80)</sup>である。「人権は対公権力の関係において表在化する。刑事手続きは公権力と加害者の対抗において進められ、被害者は当事者ではない」<sup>(81)</sup>。したがって、「被害者の人権」はそれが加害者に向けられたものであるかぎり誤りである。被害者が加害者に直接主張できるのは損害賠償請求（民事）であり、私権である（人権でない）にすぎない<sup>(82)</sup>。

### ③ 刑事司法における当事者主義

頻繁な犯罪は刑事司法／福祉アプローチ（教育／矯正による社会復帰）に対する信頼を失わせる。そして凶悪事件が拍車をかける。凶悪犯が野放しにされている、と。リスク管理（犯罪防衛）は自らの手で対応を検討せざるを得ない。犯罪予防対策に対する国家施策への不信、自己責任によるリスク管理の不安／不満／ストレスは、市民に「加害者対被害者」という構図をもたらす。すなわち、刑事司法法／政策に犯罪被害者をはじめ事件をめぐる様々な当事者が入ってくる。そして、「被害者のために」は自ずと「犯罪者に厳しく」を意味するようになる<sup>(83)</sup>。応報刑を採用する立場は犯罪被害者の見方、保護主義ないし治療／教育刑を採用する立場は加害者の見方、となる<sup>(84)</sup>。すなわち、ゼロサム政策であり、「犯罪者の利益」は「犠牲者の不利益」になってしまう<sup>(85)</sup>。刑事司法法／政策に「被害者の応報感情に応えるという当事者主義的な観点が入り、厳罰主義と被害者問題とが一体化することになった」<sup>(86)</sup>。犯罪の「社会的」な側面に対して



リアリティがなくなると、加害性と当事者性が表面に出てくる。

#### ④刑事司法における犯罪犠牲者と市民感情

こうして犯罪犠牲者が刑事司法の表面に躍り出ることになる。メーガン法やサラ法のように被害者の名前が冠されるようになった。「事件を風化させてはならない」という決意は、加害者に対する怒りとなって表出されてゆく。犠牲者は刑事司法の主役となり、「市民の代弁者」として登場してきた。犠牲者は「不幸な市民」ではなく「市民の関心／利害」を表す。犠牲者の経験は個人ではなく、「共通の」「集団の」体験になっている。犠牲者を代弁して発言するものは誰でも、「すべての人」を代弁して物語ることになる。高犯罪社会における新しい政治的言説である。このように犠牲者の「公共化」されたイメージは、犯罪を「実際に／現実に」「誰にでも起こりうる」問題として市民の意識に浸透してゆく。刑事司法（法／政策）は、「犠牲者」（当事者）と「市民感情」に強い影響を受けることになる。それと並行して「公共善」も解体させてゆく。すなわち、応報感情や厳罰主義が中心となることは、犯罪者を社会復帰させるための地道な取り組みはよりも、コミュニティから監視／統制を受け排除される方向へ向かうことになるからである<sup>(87)</sup>。

#### (6)ペドファイル対策：予防／厳罰によるコミュニティ内—管理／排除

ペドファイル対策は「市民保護」と「性犯罪者の社会復帰（再統合）」のバランスの問題となる。しかし、前述したように、「市民保護」にウエイトが置かれているのは事実である<sup>(88)</sup>。具体的な対策は、「予防／パートナーシップ」と「厳罰／コントロール」であり、この2つは対立するのではなく、相互補完的な関係にある<sup>(89)</sup>。「予防／厳罰」、「パートナーシップ／コントロール」と換言しても差し支えない。

#### ①刑事司法／福祉アプローチからの訣別が意味するもの：自己組織的な刑事司法

高犯罪社会では犯罪は「特別な出来事」ではない。交通事故のリスク対策と同様に、犯罪リスクは想定外の偶然な事故ではなく、最初から起こりうる事故として計算に入れておくべき事故として捉えられる。したがって、当事者の賢明な意思決定／生活様式によって犯罪リスクは避けられることになる。それは、犯罪による被害を受けるのも避けるのも、すべて自己責任になることを意味する。ところでリスクを回避する責任と努力は、個人と同様に社会にも要求されるが、その責任と努力を個人と社会の間でどのように配分するかが問題となる。そこで重視されるのかコミュニティ社会ではない—である。

戦後犯罪対策は、刑事司法／福祉アプローチであった。それは①犯罪原因の追究、②治療／教育による社会復帰を中心とする処遇であった。とりわけ、犯罪原因については「社会的なもの」（犯罪者を社会的諸条件の被害者）も含まれていた。そこには「国家は犯罪に勝つことができる」「福祉国家は平時における社会問題を解決することができる」という自信の表れでもあった<sup>(90)</sup>。ところが高犯罪社会に突入すると、政府の言説は様変わりする。犯罪の「原因」よりも「効果／影響」（犠牲者支援、犯罪費用、市民不安）に焦点がおかれる。それは、①国家は安全保障の第一の

提供者としての役割を放棄したこと、すなわち刑事司法／福祉アプローチからの訣別であり、国家の犯罪統制の限界を意味する。②市民の国家に対する信頼を得るために、刑事司法（犯罪統制）は市民感情に配慮せざるをえなくなる。そして「犯罪に対する戦い」に代わる新しい政治的スローガン、「犯罪に対する厳しい姿勢」が登場する<sup>(91)</sup>。

市民感情（批判）に応える新しい政治的スローガンが意味するところは、犯罪率の低下、犯罪者の捕捉、入所者の更正という（達成不可能・不確実な）「社会目的」よりも、実現可能な目的を設定し評価してゆくことにある。新しい業績指標が作成され、結果（outcomes）よりも成果（outputs）で、すなわち「何を達成できたか」ではなく「何をしたか」で評価される。プログラムの達成度とその社会的効果／効用で評価されるのではない<sup>(92)</sup>。厳罰も同様である。「何かがなされていること」を明示し、市民感情とフラストレーションを吸収して、国家への求心力を高めることが目的となる<sup>(93)</sup>。刑事司法（法／政策）は自己組織的になり、外的に定義された「社会目的」に関与していない<sup>(94)</sup>。

#### ②刑事司法／福祉アプローチからの訣別が意味するもの：予防／厳罰の新しい意味

安全保障の第一の提供者としての役割を降りた国家は、公私のパートナーシップを通じて犯罪統制の再構築に取りかかろうとする。それは犯罪統制の民営化例えば民間警備会社の市場拡大を意味するものではない。草の根ネットワークの育成に取り組み、犯罪予防は日常生活の一部であるという意識をコミュニティに植え付けていこうとする<sup>(95)</sup>。すなわち、犯罪予防にあたってコミュニティを巻き込み、コミュニティの役割（コミュニティ監視）を重視する、予防的パートナーシップである。コミュニティの犯罪予防はコミュニティの安全と同義になる<sup>(96)</sup>。

#### (a)リスク・マネジメントによる予防／厳罰（監視／管理）

予防の意味が異なる。刑事司法／福祉アプローチでは、犯罪者を治療／教育し、彼（女）を取り巻く劣悪な環境を取り除き、社会復帰させることを目的とした。しかし高犯罪社会ではこのようなアプローチは説得力を持ちえなくなる。全く効果がないばかりか、費用の浪費と考えられる。犯罪の危険の予測によって、監視／管理を徹底し安全保障を達成しようとする<sup>(97)</sup>。「刑事司法／福祉アプローチの放棄」と「犯罪の危険予測による監視／管理」は、ペドファイルを「法的主体」としてではなく「社会の危険な敵」として捉える<sup>(98)</sup>。

これまでの考察を整理すると、④現代は高犯罪率社会であり、そういう現実を所与のものとして受け止めること、⑤犯罪者に対する治療／教育と社会復帰のための支援は効果がない。コストの無駄であること、⑥それよりもハイリスク集団例えばペドファイルをリスク・アセスメントし、その危険度を把握して、規則的な監視から長期的な予防拘留までの施策を通じて、監視／管理するほうが効率的／効果的であること<sup>(99)</sup>。ハイリスクの性的犯罪者（その危険性のあるもの）を、危険度ごとに分類／序列し監視／管理（マネジメント）する。犯罪者はコミュニティに再統合されているが、彼らの動きは監視／追跡される。彼らを治療／教育し社会復帰させる目的で対応するのではない<sup>(100)</sup>。犯罪者の内面には手を染めない。効率的な市民保護／安全保障が検討される。

イギリスの具体的な刑事司法対策を検討すると次のようになる。②リスクマネジメントによる管理／統制：性犯罪者の届出（性犯罪者登録）を強化し、MAPPA がその再犯危険度をアセスメントして、多機関が協働で監視／管理する。③裁判所命令による管理統制：とりわけ危険度の高い者は MAPPP が対応し制限的な情報公開を行うとともに、性犯罪予防命令や性的危害危険防止命令が発令され、性的犯罪者の行動を規制する。刑事司法の民事化である。④このような対応は、犯罪者の「治療／教育と社会復帰（再統合）」を目的としたものではない。リスクマネジメントによる「コミュニティ内－管理／排除」である。

#### (b)コミュニティによる予防／厳罰（監視／管理）

「犯罪の機会」を与えないことで、犯罪を予防しようとする。犯罪を起こしにくい環境を作り、社会を犯罪被害から遠ざけようとする<sup>(101)</sup>。この予防戦略は、犯罪機会をつぶすことで、市民保護すなわち犯罪被害を防止しようとする。いわゆる「割れ窓理論」である。これはアメリカ・ニューヨーク州のジュリアーノ元市長が街の治安を回復させるために提唱した理論である。「建物の窓が割れているのを放置すれば、他の窓も間もなくすべて壊されるだろう」と例えられたように、小さな犯罪でも放置すると「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインを送ることになり、さらに犯罪が増えることになる。そうすると住民の治安意識が低下して秩序維持に協力しなくなり、犯罪を起こしやすい環境が生まれ、さらに環境を悪化させてしまう。そして、凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる<sup>(102)</sup>。

どうすればよいのか。安心して安全な街づくりをするために、自治体、企業、地域が一体となって治安管理を推進してゆくことであり<sup>(103)</sup>、何よりも犯罪予防に敏感になった地域が、秩序を逸脱するふるまいに常に注意を払い監視し、「小さな悪の芽」を潰してゆくことである。すなわち、「犯罪機会をつぶす」とは、犯罪防止に敏感なコミュニティを形成し、コミュニティ監視を強めてゆくことである。それは、コミュニティの絆の外に悪魔（バドファイル）を追い払い、純粹なコミュニティすなわち道徳的秩序を回復させようとする試み（道徳原理主義）である<sup>(104)</sup>。それは再統合ではなくまさしく排除である。コミュニティリズムとネオリベリズムとの違いが曖昧になり、浸透しあう関係になる。

#### 註

(47) 阿部謹也（1978）『刑事の社会史：中世ヨーロッパの庶民生活』中公新書、40頁。

(48) 同上、187頁。

(49) 同上、187頁。

(50) 同上、96頁。

(51) 同上、38頁。

(52) 同上、187頁。

(53) 佐伯啓思（1996）『現代日本のリベラリズム』講談社、119頁。

(54) 阿部、54頁。

(55) 同上、188頁。

(56) 同上、188-189頁。

- (57) 同上、190 頁。
- (58) 同上、190 頁。
- (59) 土井隆義 (2003) 『〈非行少年〉の消滅－個性神話と少年犯罪』 信山社、242–244 頁。
- (60) 同上、244 頁。
- (61) Garland, D. (2000) ‘The Culture of High Crime Societies : Some Preconditions of Recent “Law and Order” Policies’ in *The British Journal of Criminology*. pp.352–354.
- (62) *Ibid.*, pp.356–357.
- (63) *Ibid.*, pp.356–357.
- (64) *Ibid.*, p.359.
- (65) *Ibid.*, pp.358–359.
- (66) ①Garland, D. (1996) ‘The limits of the sovereign state : strategies of crime control in contemporary society’ in *The British Journal of Criminology*. pp.102–103. ②Kemshall, h. & Maguire, M. (2003) ‘sex offenders, risk penalty and the problem of disclosure to the community’ in Matravers, A. (ed) (2003) *Sex Offenders in Community : Managing and Reducing the Risk*. Cullompton, Willan Publishing. pp.102–103. ③Garland (2000), *op. cit.*, pp.446–447.
- (67) Garland (2000), p.359.
- (68) *Ibid.*, p.362.
- (69) *Ibid.*, p.362.
- (70) *Ibid.*, pp.364–366.
- (71) *Ibid.*, p.368.
- (72) 芹沢一也 (2006) 『ホラーハウス社会：法を犯した「少年」と「異常者」たち』、講談社 α 新書、147 頁。
- (73) 土井、前掲書、246 頁。
- (74) 芹沢、前掲書、154 頁。
- (75) ①Kitzinger, J. (2004) *Framing Abuse : Media Influence and Public Understanding of Sexual Violence Against Children*. Pluto Press. pp.155–156. ②芹沢、前掲書、170 頁。
- (76) 芹沢、前掲書、207 頁。
- (77) 土井、前掲書、274 頁。
- (78) 宮崎哲弥 (2000) 「人権論の再構成：「被害者の人権」を中心に考え直す」、宮崎哲弥編 (2000) 『人権を疑え！』 洋泉社、66 頁。
- (79) 宮崎、前掲書、66–67 頁。
- (80) 同上、71 頁。
- (81) 同上、75 頁。
- (82) 同上、71 頁。
- (83) Garland (2000), *op. cit.*, p.351.
- (84) 土井、前掲書、297 頁。
- (85) Garland (2000), *op. cit.*, p.351.
- (86) 土井、前掲書、298 頁。
- (87) Garland (2000), *op. cit.*, pp.350–352.
- (88) Matravers, A. (2003) ‘Setting some boundaries : rethinking response to sex Offenders’ in Matravers, A. (ed) (2003) *Sex Offenders in Community : Managing and Reducing the Risk*. Cullompton, Willan Publishing. pp.2–3.
- (89) Garland (2000), *op. cit.*, pp.348.
- (90) Garland, D. (1996), *op. cit.*, pp.446–447.
- (91) *Ibid.*, p.448.

- (92) *Ibid.*, p.458.
- (93) *Ibid.*, p.460.
- (94) *Ibid.*, p.459.
- (95) *Ibid.*, pp.454–455.
- (96) Evans, J. (2003) ‘vigilance and vigilantes : thinking psychoanalytically about anti-paedophile action’ in *Theoretical Criminology*. p.166.
- (97) 芹沢、前掲書、186 頁。
- (98) 同上、103–106 頁。
- (99) Kemshall & Maguire, *op. cit.*, pp.103–106.
- (100) Evans, *op. cit.*, p.168.
- (101) 芹沢、前掲書、194–195 頁。
- (102) 同上、197 頁。
- (103) 同上、206 頁。
- (104) ①Evans, *op. cit.*, pp.167–171. ②芹沢、前掲書、196–200 頁。
- 

[たなべ やすみ 児童福祉学]